

日本公庫の設備資金利率特例制度の概要

項目	内容	
	全国	特定被災区域（注1）内
資金使途	設備資金。ただし、「特定被災区域（注1）の復興に資する設備投資（注2）」に限る。	同左
貸付利率	マル経融資の貸付利率から0.5%を低減した利率 （貸付利率の適用イメージは参考のとおり）	同左
低減した利率の適用期間	貸付日から2年間	完済までの期間。ただし、雇用の維持又は拡大を伴う設備投資を行うことが必要。
追加提出書類	—	雇用維持・拡大計画書（別添）
取扱期間	平成23年12月12日（公庫貸付決定分）から平成24年3月31日（公庫申込受付分）まで（注3）	同左
割賦金支払方法	元金均等償還	同左

（注1）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/tokutei_kuiki_ichiran.html

）をいう。以下同じ。

（注2）特定被災区域での需要喚起・雇用創出など、特定被災区域に経済効果が及ぶもののほか、特定被災区域の復興の前提となる国内経済産業の活性化に資する設備投資をいう（後掲2.留意事項（1）を参照）。

（注3）取扱期間が延長される場合は、別途ご連絡いたします。また、取扱期間前に既に推薦済みであって、貸付未了の案件については、日本政策金融公庫の支店から申込者あてに当該特例制度に係る説明を行います。